



恩師と一緒に記念撮影(元3年1組)



乾杯



恩師と一緒に記念撮影(元3年2組)



ピンゴゲームを楽しむ新成人



恩師と一緒に記念撮影(元3年3組)



恩師との思い出話に花を咲かせる新成人



式典に出席する新成人



町のPRを行う町職員



新成人に祝辞を贈る山口町長



答辞を述べる田辺さん

成人として旅立つ日

平成31年 美浜町成人式

1月13日に、平成31年美浜町成人式がなびあすで行われました。

今年、成人を迎えたのは、平成10年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた79人の方々です。

式には、色鮮やかな振袖や新しいスーツを着た若者たちが出席し、厳粛な雰囲気の中で式典が行われました。

式典では、山口町長をはじめ来賓の方々から新成人へお祝いの言葉が贈られ、その後、新成人を代表して田辺憲虎さん(坂尻)が、「これから成人として、社会の規則・秩序を守るとともに責任ある行動をとっていきます。そして、美浜で生まれたことに誇りと自覚を持ち、未来へ向けて一歩一歩、力強く歩んでいくことを誓います」と答辞を述べられました。

答辞の後には、新成人に町の魅力を知ってもらうことを目的に「ええとこやる美浜PPM(ピンポイントメッセージ)」を行いました。町オリジナルの婚姻届・出生届や美浜駅前の活性化について、町の若手職員からPRが行われ、新成人たちは、町の魅力や現在行われている施策について興味深く耳を傾けていました。

式 典後には、成人式実行委員会主催によるレセプションが行われました。

レセプションでは、立食形式の飲食物が用意されたほか、ピンゴゲーム等が行われ、新成人たちは、この日のために駆けつけてくれた中学時代の恩師や旧友たちと近況報告や写真撮影等を楽しみながら、楽しいひと時を過ごしていました。

新成人の抱く思い



金森 由季 さん(日向)

敦賀看護大学で看護の勉強をしています。将来は地元での就職を考えており、しっかり勉強して地域の人のためになれるよう頑張りたいです。



前田 美咲 さん(上野)

現在、ファッション関係の専門学校に通っています。今年、就職活動をするため、これまで学んだことを生かして取り組んでいきたいと思っています。



田辺 憲虎 さん(坂尻)

今は野球第一の生活を送っています。野球で生計が立てられるよう頑張りがりながら、野球以外の道についても見つけていきたいと思っています。



高木 壮真 さん(河原市)

今年の4月から就職するため、一社会人として公私ともに責任を持った行動を取りたいと思います。



申告期間:2月18日(月)~3月15日(金)まで 所得税の確定申告をお願いします

■ お問い合わせ先 敦賀税務署 ☎ 22 - 1010

- 給与の年収が2,000万円を超える方や、主たる給与以外の給与所得や退職所得以外の所得が20万円を超える方
- 公的年金等の収入金額が400万円を超える方や、年金所得者で公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円を超える方
- 事業をしている方、不動産収入のある方、土地や建物を売った方等で所得の合計額が所得控除の合計額を超える方

確定申告をしなければならぬ方

所 得税の確定申告は、毎年1月1日から12月31日までの1年間に生じた所得の金額と、それに対する所得税の額を計算し、申告期限までに確定申告書を提出して、源泉徴収された税金や予定納税で納めた税金等との過不足を精算する手続きです。申告が必要な方は、期間中に必ず申告書を提出してください。※ご自身で作成された還付申告書は1月から受け付けをしていません。

所

得税の確定申告は、毎年1月1日から12月31日までの1年間に生じた所得の金額と、それに対する所得税の額を計算し、申告期限までに確定申告書を提出して、源泉徴収された税金や予定納税で納めた税金等との過不足を精算する手続きです。申告が必要な方は、期間中に必ず申告書を提出してください。※ご自身で作成された還付申告書は1月から受け付けをしていません。



申告期間:2月18日(月)~3月15日(金)まで 住民税(町県民税)の申告をお願いします

■ お問い合わせ先 町税務課(担当・武長) ☎ 32 - 6702

確定申告及び住民税(町県民税)申告受付会場・日程

申告受付期間	会場	受付時間
2月18日(月)~3月15日(金) (土、日除く)	町役場 税務課	午前9時~11時
		午後1時~4時

- ※所得税の確定申告は、内容によっては敦賀税務署での申告となります。
- ※2月18日(月)、19日(火)に限り、税理士による申告指導を行います。(税に関する相談は受け付けておりませんのでご了承ください。)
- ※福井税務署(福井市春山1-1-54・☎0776-23-2690)では、2月24日(日)及び3月3日(日)を閉庁日対応として、申告相談及び確定申告の收受を行います。

町 では、2月18日から平成31年度住民税(町県民税)の申告受付を始めます。住民税(町県民税)申告が必要の方は、期間中に必ず申告を行ってください。

延長受付日程

申告受付期間	受付時間
2月21日(木)	午後5時30分~8時
3月1日(金)	
3月5日(火)	

- ※午後7時30分までに会場にお越しください。
- ※住民税(町県民税)申告の受け付けに限りです。(確定申告は受け付けできません)

申告会場が町役場1か所になります
これまで、集落センターや地区公民館等でも住民税(町県民税)申告を受け付けていましたが、マイナンバー制度の導入に伴う情報セキュリティ強化等の観点から、役場外での受け付けができなくなり、会場が1か所のみとなります。ご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。時間内にお越しいただき、ご活用を行いますので、ご活用ください。

確定申告をすれば所得税が還付される方

確定申告の必要がない方も、次のいずれかに該当し、源泉徴収された税金が納め過ぎになっている場合には、還付を受けるための申告(還付申告)により、納め過ぎた税金が還付されます。

- 災害や盗難、横領により住宅や家財等の資産に受けた損害等について雑損控除を受ける場合
- 病気やけが等で支払った多額の医療費について医療費控除を受ける場合
- 家屋を住宅借入金等で新築や購入、増改築等をして、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除を受ける場合 等

復興特別所得税の記載漏れにご注意ください

平成25年から平成49年まで復興特別所得税(原則として所得税の2.1%を所得税と併せて申告・納付することとされています。記載漏れのないようにしてください。

申告をしなければならぬ方

- 平成31年1月1日現在、美浜町に居住し、次に該当する方
- 平成30年中に所得のあった方が所得が給与や公的年金だけで、支払者から支払報告書が提出されている方や、所得税の確定申告をされた方は、申告の必要はありません。
- 所得がなくても町役場から申告案内の送付があった方(国民健康保険加入者等)

申告に必要なもの

- 印鑑
- マイナンバーカード(カードを持っていない方は、通知書と運転免許証等)
- 平成30年分源泉徴収票(給与、年金)
- 収支内訳書、必要経費の領収書(営業等、農業、不動産)
- 社会保険料(国民年金保険料等)控除証明書
- 生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料、地震保険料、旧長期損害保険料等の支払証明書
- 医療費控除を受ける方は、医療費控除の明細書(領収書等)明細の分かるもの)

「電話相談センター」 「タックスアンサー」を ご利用ください!

電話相談センター

①確定申告に関する質問・相談(3月15日(金)まで)
敦賀税務署の代表電話(22-1010)に電話し、自動音声案内に従い「0」を選択してください。

②所得税や相続税のしくみ等、国税に関する一般的な質問・相談
敦賀税務署の代表電話(22-1010)に電話し、自動音声案内に従い「1」を選択してください。

タックスアンサー

国税庁ホームページ「タックスアンサー」では、税に関する身近な情報をお届けしています。
パソコンからのアクセスはこちら
<http://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/index2.htm>
スマートフォンからのアクセスはこちら
<http://www.nta.go.jp/m/taxanswer/>

ネットなら便利!! 確定申告

町と税務署では、国税庁ホームページ www.nta.go.jp の「確定申告書等作成コーナー」を活用した申告書の作成と、「e-Tax(国税電子申告・納税システム)」の利用を推進しています。

メリット

- ①税務署に行く必要がなく、24時間いつでも利用可能です。
- ②自動計算されるので、計算間違いがありません。
- ③データを保存すれば、いつでも作業を再開できます。また、保存したデータは翌年以降も利用できます。

※マイナンバーカードとICカードリーダライタをお持ちの方はまたは税務署が発行したID・パスワードをお持ちの方は、e-Taxを利用して、作成した申告書等を税務署に送信できます。また、町役場の申告会場に専用端末を設置していますので、ご利用ください。



申告での注意点

- 寄付金控除を受ける方は、寄付金受領証明書
 - 町役場、敦賀税務署から申告案内の送付があった方は、送付された書類
 - 利用者識別番号をお持ちの方は、番号が分かるもの
- ▼次に該当する方は、あらかじめ書類をご準備の上、申告をお願いします。
- 営業所得や農業所得のある方は、収入金額及び経費等をまとめて、収支内訳書を作成してください。
 - 医療費控除を受ける方は、平成30年中に支払った医療費等をまとめて、医療費控除の明細書を作成してください。
- ※様式は町ホームページからダウンロードできます。
- ▼町役場の申告会場では、所得税の確定申告も受け付けますが、次に係るものについては、敦賀税務署での申告となります。
- 営業所得の青色申告
 - 株式等の譲渡所得
 - 土地、建物等の譲渡所得(公共事業によるものを除く)
 - 初年度の住宅借入金特別控除
 - 損益通算、繰越控除

美浜町人事行政の運営等の 状況を公表します

8. 職員手当 (平成30年4月1日現在)

区分	内容
扶養手当(月額)	子 10,000円 その他扶養親族 6,500円 ※満16歳年度初めから満22歳年度末までの子1人につき、5,000円を加算
住居手当(月額)	世帯主である職員に借家12,000円を超える家賃の額に応じ、最高27,000円まで
通勤手当(月額)	<通勤のため公共交通機関等を利用> 1ヶ月当たりの通勤に要する運賃等の額に相当する額(運賃等相当額)が ①55,000円以内の場合→運賃等相当額 ②55,000円を超える場合→55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額 <通勤のため自動車を利用> 通勤距離2km以上で距離に応じて2,000円から31,600円まで
宿日直手当(1回)	4,200円 ※5時間未満の勤務の場合 2,100円
管理職手当(月額)	・総務課長 57,800円 ・総務課長以外の課長級の職員 49,500円 ・参事 39,700円 ・総務課長補佐 29,700円・31,700円

9. 特別職の給料、報酬等 (平成30年4月1日現在)

区分	町長	副町長	教育長	議長	副議長	議員
給料・報酬月額	850,000円	670,000円	560,000円	300,000円	245,000円	235,000円
期末手当支給割合	3.30月分			3.10月分		

※期末手当は、給料・報酬月額に役職加算を乗じたものを基礎額とします。

※上記の公表金額は、税や各種保険料等を引く前の金額で、いわゆる手取り額ではありません。

10. 部門別職員数 (4月1日現在)

区分	部門	職員数		対前年増減数
		平成29年度	平成30年度	
一般行政	議会	3	3	
	総務・企画	47	46	▲1
	税務	8	8	
	民生	50	51	1
	衛生	17	19	2
	労働	0	0	
	農林水産	8	7	▲1
	商工	8	8	
	土木	8	10	2
	小計	149	152	3
特別行政	教育	27	26	▲1
	消防	0	0	
	小計	27	26	▲1
公営企業等	水道	5	5	
	下水道	2	2	
	その他	8	7	▲1
	小計	15	14	▲1
	総合計	191	192	1

※条例に定められている職員定数は250人

11. 職員数の推移状況 (4月1日現在)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
職員数	187人	191人	191人	192人
対前年増減数	0	4	0	1



町では、人事行政について、町民の皆さんに運営状況を明らかにしながら、更なる適正化を進めています。

条例や町議会における予算の審議を通じて公表していることとあわせて、町民の皆さんにより一層ご理解いただくため、今月号では人事行政の運営等の状況をお知らせします。

※お問い合わせ先
町総務課(担当・片山) ☎32-6700

1. 人件費 (普通会計決算) 人口は平成30年3月31日現在

区分	住民基本台帳人口	歳出額(A)	人件費(B)	人件費率(B/A)	28年度(参考)
29年度	9,678人	94億4,946万円	14億3,240万円	15.2%	12.8%

※普通会計とは、一般会計に診療所事業特別会計と道路用地取得事業特別会計を加えたものです。

2. 職員給与費 (普通会計決算)

区分	職員数(A)	給与費			1人当たり 給与費(B/A)	
		給料	職員手当	期末・勤勉手当		
29年度	180人	6億785万円	9,294万円	2億3,970万円	9億4,049万円	522万円

※特別職及び公営企業等会計部門を除く。

3. ラスパイレス指数 (4月1日現在)

区分	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
ラスパイレス指数	93.5	92.9	93.7	93.2

※ラスパイレス指数とは、国の給料を100とした場合における美浜町の給料の指数です。

4. 初任給 (平成30年4月1日現在)

区分	美浜町	福井県	国	
一般行政職	大学卒	168,600円	185,800円	179,200円
	高校卒	147,100円	151,500円	147,100円

5. 学歴・経験年数別平均給料月額 (平成30年4月1日現在)

区分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年	
一般行政職	大学卒	244,266円	285,566円	345,300円
	高校卒	211,133円	256,350円	293,100円

6. 平均給料・平均給与月額及び平均年齢 (平成30年4月1日現在)

区分	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
一般行政職	290,008円	334,689円	40.1歳

※給与月額は、給料月額に職員手当の額を加えたものです。

7. 期末・勤勉手当 (平成29年度支給割合)

区分	6月期	12月期	計
期末手当	1.225月分	1.375月分	2.6月分
勤勉手当	0.85月分	0.95月分	1.8月分



五木 ひろし 氏

平 成30年11月3日に、長年にわたり文化振興に貢献された功績が称えられ、歌手で美浜町の名誉町民の五木ひろしさんが旭日小綬章を受章されました。

五木さんは、昭和39年に第15回コロムビア全国歌謡コンクールで優勝し、歌手デビューされ、昭和46年には「よこはま・たそがれ」を「五木ひろし」としてリリースし、大ヒットを記録されました。

また、平成19年には紫綬褒章を受章され、今年、芸能生活55周年を迎えられます。

受章について、五木さんは「生涯を通じて取り組んできた、芸能分野における「継承と挑戦」という志が叙勲という形で評価され、喜びもひとしおであると同時に、今日まで応援頂きましたファンの皆様、ご助力頂いた関係者の方々に對し、改めて厚く御礼申し上げます。

歌に命をかけた人生、歌手生活も50余年を超えましたが、今回のような栄えある御評価をいただいた事に際しまして、まだまだ自分に課せられた使命は残っていると、より一層、意を強くしております」と話されていました。

五木 ひろし 氏 旭日小綬章を受章



大同 保 氏 (74)
(木野)

平 成30年11月3日に、長年にわたり美浜町の教育行政の発展に貢献された功績が称えられ、大同保さん(木野)が瑞宝双光章を受章されました。

大同さんは、昭和42年に三方中学校に奉職されてから、38年の長きにわたり教員としてその職務に精励し、学校教育・社会教育・教育行政のあらゆる面において、その充実発展に大きく貢献されました。

特に、昭和49年4月からは、福井県教育庁社会教育主事として美浜町教育委員会に派遣され、町の同和教育の基礎を築き、その推進に努められました。

教員退職後は、平成17年10月から美浜町教育委員として町の教育行政に取り組み、平成20年10月の教育長就任後は、中学校校舎の建設や小学校再編に取り組みされる等、本町の教育行政の向上のため献身的な努力を注ぎ、地域振興に努められました。

受章について、大同さんは「このような賞をいただけるとは思ってもいないことでしたが、今回の受章を契機に、町民の一人として学校教育や社会教育に更に尽力していきたいと思っております」と話されていました。

大同 保 氏 瑞宝双光章を受章

12. 職員採用候補者試験の実施状況 (平成29年度分)

①一般試験

種類	試験区分	公告日	申込受付期間	試験日		最終合格発表日
				第1次試験	第2次試験	
高校卒業程度	事務 保育士 保健師 看護師	平成29年7月3日	平成29年 7月19日～8月9日	平成29年 9月17日	平成29年 10月22日	平成29年 11月13日

種類	試験区分	採用予定数	申込者数	第1次試験		第2次試験		競争倍率
				受験者数	合格者数	受験者数	合格者数	
高校卒業程度	事務	2	15	11	6	6	3	3.6
	保育士	2	3	3	3	3	3	1.0
	保健師	若干名	2	2	2	2	1	2.0
	看護師	若干名	1	1	1	1	1	1.0
計			21	17	12	12	8	2.1

②美し美浜創造枠・一般採用枠試験

種類	試験区分	公告日	申込受付期間	試験日		最終合格発表日
				第1次試験	第2次試験	
高校卒業程度	事務(美し) 事務(一般)	平成29年9月19日	平成29年 10月2日～10月27日	平成29年 11月12日	平成29年 12月17日	平成29年 12月19日

種類	試験区分	採用予定数	申込者数	第1次試験		第2次試験		競争倍率
				受験者数	合格者数	受験者数	合格者数	
高校卒業程度	事務(美し)	若干名	9	7	3	3	1	7.0
	事務(一般)	若干名	12	7	5	5	1	7.0
計			21	14	8	8	2	7.0

13. 職員の勤務時間等の状況 (平成29年度分)

勤務時間	午前8時30分から午後5時15分まで
休憩時間	正午から午後1時まで

※公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要がある職員(保育園等)は、上記以外の勤務時間の割り振りとなります。

14. 職員の分限処分及び懲戒処分の状況 (平成29年度分)

□分限処分の状況

降任	免職	休職	降給	合計
0人	0人	4人	0人	4人

※分限処分とは、公務の能率の維持及びその適正な運営の確保の観点から、職員がその職責を十分に果たすことができない場合に行う処分のことをいいます。

□懲戒処分の状況

戒告	減給	停職	免職	合計
0人	0人	0人	0人	0人

※懲戒処分とは、職務上の義務違反等公務員としてふさわしくない非行がある場合に行う処分のことをいいます。

15. 職員の福祉及び利益の保護の状況 (平成29年度分)

□職員の健康管理の状況

職員の健康の保持増進を目的とした健康診断等の厚生事業は、労働安全衛生法等に基づき実施しています。

内容	受診者数	決算額
定期健康診断	231人	2,407,009円
人間ドック	49人	

□公務災害発生状況

職員が工作中や通勤途中でけがをしたり、仕事の原因で病気になったりした時は、原則として公務災害として取り扱います。

町長部局	議会事務部局	教育委員会事務部局	左記以外	計
3人	0人	0人	0人	3人

※その他の詳細な項目については、町のホームページで公表しています。

町ホームページ <http://www.town.mihama.fukui.jp/>

雪に備える

昨年2月、福井県の嶺北地方を中心に大雪が降り、大きな被害を受けました。今月号では、大雪が予想される際の注意点についてお知らせします。

大雪が予想される際は路上に車を駐車しないでください

町では、冬の積雪時における道路交通を確保し、住民生活の安定を図るため、3月末までの間、積雪量に応じて除雪作業を実施しています。

しかし、除雪作業時において、道路上に1台でも路上駐車された自動車があり、除雪車が通行不可能だと思われる場合は除雪作業が中止され、近隣の方々に迷惑をかけることとなります。

道路上もしくは道路上にはみ出しの自動車の駐車は絶対にしないでください。また、道路上の看板やプラント、段差解消のための敷鉄板等は、除雪によって移動や破損する等、交通事故の原因となるため、道路上に置かないようにしてください。



歩行型ロータリー除雪機による

事故にご注意ください

これから本格的な降雪期を迎え、除雪機を活用する機会も増えます。平成29年11月から平成30年3月までの期間に、除雪機による事故が11道県で90件発生し、そのうち死亡事故が8件、重傷事故が46件発生しています。除雪機による事故を防ぐために次のことに注意しましょう。

- 定期点検を行う。特に安全装置が正常に動作するか確認する。機器の使用前に、点検を行います。特に安全装置が正常に機能しない場合は、絶対に使用しないようにしましょう。
- テッドマンクラッチをひもで縛る等、固定して使用しない。テッドマンクラッチとは、ハンドルのクラッチレバーから手を離すと自動で機械が止まる装置のことです。これをひもや器具等で固定して作動しない状態にして使用すると、転倒時等に手を離しても、除雪機が停止せずに思わぬ事故につながるおそれがあります。

これから本格的な降雪期を迎え、除雪機を活用する機会も増えます。平成29年11月から平成30年3月までの期間に、除雪機による事故が11道県で90件発生し、そのうち死亡事故が8件、重傷事故が46件発生しています。除雪機による事故を防ぐために次のことに注意しましょう。



- エンジンをかけたまま、投雪口に手を入れない。投雪口に詰まった雪を取り除くときに、エンジンをかけたまま作業を行うと、雪の詰まりが解消されたと同時にプロアが再度回転し、指を切断するおそれがあります。エンジンを停止して鍵を抜き、装置の回転が完全に停止したことを確認してから、手ではなく雪かき棒等を使用して雪を取り除きましょう。
- 除雪中だけでなく、移動中や収納中にも周りや障害物に気を付ける。後進時は特に注意する。除雪中だけでなく、除雪機を後進させるときに障害物につまづいて転倒して除雪機にひかれたり、巻き込まれたりするおそれがあります。

今年度から新たな

チェーン規制が始まります

国では、除雪体制の強化や集中除雪を図るため、大雪特別警報や大雪に対する緊急発表が行われるような異例の降雪時に、一部区間においてタイヤチェーン装着車のみ通行を可能とする「チェーン規制」を実施します。

【区間】(福井県内)

- ▼ 国道8号
- ・ あわら市熊坂〜同市笹岡
- ▼ 北陸自動車道
- ・ 丸岡IC〜加賀IC
- ・ 木之本IC〜今庄IC

特別な大雪が予想される2〜3日前には、通行止め実施の可能性がある旨について国等から事前広報される予定です。雪道を走る際は、冬用タイヤを装備し、タイヤチェーンの携行を忘れないようにしましょう。

※お問い合わせ先

- 町土木建築課(担当・増田) 32-6707
- 町エネルギー政策課(担当・久木) 32-6716

美浜の環境

シリーズ113 environment

古紙を資産に ～雑がみリサイクルのすすめ～

リサイクルできる古紙の分類には、新聞や雑誌、ダンボール以外に「雑がみ」と呼ばれる分類があります。雑がみは細かなものが多いですが、燃えるごみと分別すれば資源として再利用できます。

今月号では、雑がみリサイクルの重要性についてご紹介します。

燃えるごみの4割は紙ごみ

エコクル美方では、定期的に燃えるごみの中身について組成調査を行っており、ここ数年間の調査では、燃えるごみの約4割は「紙ごみ」であるという結果が出ています。新聞紙や雑誌、ダンボールは資源ごみとして出しているのに、紙ごみの割合が高いのはなぜでしょうか。

実は、この紙ごみの中には「雑がみ」と呼ばれるティッシュやお菓子の紙箱、包装紙、メモ用紙、チラシ、トイレットペーパーの芯等、リサイクル可能な古紙が多く含まれています。雑がみは、意識して分別しないと、ついつい燃えるごみとして出されてしまいます。

お金が動く紙ごみ

町内のごみステーションに出された新聞紙や雑誌等の資源ごみは、紙業会社が回収・再資源化して売却されています。平成29年度は、291,740キログラムを回収し、1,852,065円の売却実績がありました。

古紙の分別回収の推進は、ごみの

古紙の種類とごみステーションへの出し方

古紙の種類	ごみステーションへの出し方
雑紙(小さな紙切れ、タバコの空箱等)	雑誌等にはさむか、透明なビニール袋や段ボール箱等に入れ、口を閉じて出してください。
本(雑誌や文庫本等)、新聞紙、広告	20〜30cmの厚みにして、ひもで十字に縛って出してください。新聞紙と広告は混在しても構いません。
ダンボール、厚紙	平たく伸ばしてからひもで十字に縛るか、紙製のガムテープで側面を閉じて出してください。
紙パック(牛乳パック、酒パック等)	水洗いした後、切り開いて乾かし、ひもまたは輪ゴムで束ねて出してください。

※次のものは燃えるごみに出してください。
アルバム、写真、ビニールコーティングされた紙、内側に銀色のアルミが貼られた紙パック、箱についているビニール類や発泡スチロール、紙パックについているプラスチック製の注ぎ口

減量のみならず、町の歳入になるという利点があります。反対に、リサイクル可能な古紙を燃えるごみとして出すと、ごみ袋の購入費用や焼却費用が掛かってしまいます。

すべての紙ごみがリサイクル可能ではありませんが、古紙を資源ごみとして出すことは、環境面だ

けでなく経済面にも大きな影響があることから、今後も古紙の出し方を確認し、リサイクルにご協力お願いします。

※お問い合わせ先

- 町住民環境課(担当・藤村) 32-6703